

路外駐車場の届出図書チェックシート [1] …必ず記入してください。

駐車場の名前		チェックシート作成者（お名前、連絡先、法人の方は部署名も記載してください。）	
		電話() -	
添付図書	技術的基準	※ 次の各項目の基準を満たしていることを確認して、レ点チェックしてください。	
<p>※ 右の「技術的基準」の各項目を満たしていることを表示した図面を添付して、レ点チェックしてください。</p> <p>必須</p> <p><input type="checkbox"/> 地形図(案内図) 1/10000以上</p> <p><input type="checkbox"/> 平面図 1/200以上</p>	<p>出入口 (施行令第7条)</p> <p>車路 (施行令第8条)</p>	<p>道路 交 通 法 関 係</p>	<input type="checkbox"/> 交差点の側端から5mを超えてるか（国土交通大臣が認めたものを除く）
			<input type="checkbox"/> 道路の曲がり角から5mを超えてるか（国土交通大臣が認めたものを除く）
			<input type="checkbox"/> 横断歩道、自転車横断帯の側端から前後5mを越えてるか
			<input type="checkbox"/> トンネルに設けてないか（国土交通大臣が認めたものを除く）
			<input type="checkbox"/> 安全地帯の範囲から前後10mを超えてるか（国土交通大臣が認めたものを除く）
			<input type="checkbox"/> バスの停留所、標示柱、標示板から10mを超えてるか（国土交通大臣が認めたものを除く）
			<input type="checkbox"/> 踏切の側端から前後10mを超えてるか
			<input type="checkbox"/> 軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂に設けてないか
			<input type="checkbox"/> 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5mを超えてるか
			<input type="checkbox"/> 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20mを超えてるか
<input type="checkbox"/> 橋に設けてないか（国土交通大臣が認めたものを除く）			
<input type="checkbox"/> 前面道路の幅員が6m以上か (m) (国土交通大臣が認めたものを除く)			
<input type="checkbox"/> 前面道路の縦断勾配が10%以下か (%)			
<input type="checkbox"/> 前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼす恐れの少ない道路に設けているか (歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れがある時などを除く)			
<input type="checkbox"/> 駐車スペースが6,000平方メートル以上の場合、出入口を分離し、それらの間隔が10m以上あるか (前面道路に中央分離帯等がある場合を除く)			
<input type="checkbox"/> 自動車の出入りに伴う回転を容易にするため、必要がある場合、1.5m以上の隅切りがあるか			
<input type="checkbox"/> 出口から2m【1.3m】後退した車路の中心線上1.4mの高さで、道路中心線に直角に向かって左右60度以上見渡せ、歩行者等視認できるか（図1 参照）※ 自動二輪車専用駐車場 は、【】内の数値とする。			
【自動二輪車専用駐車場】は大型及び普通自動二輪車専用の路外駐車場又はその部分のことです。			<input type="checkbox"/> 車路の幅員が相互通行は5.5m【3.5m】以上あるか、一方通行は3.5m【2.25m】以上（駐車料金の徴収施設が設置されており、歩行路の兼用しない箇所については2.75m【1.75m】以上）あるか ※ 自動二輪車専用駐車場 は、【】内の数値とする。

路外駐車場の届出図書チェックシート [2] …建築物の場合のみ記入してください

駐車場の名前	
※ 次の各項目の基準を満たしていることを確認して、レ点チェックしてください。	
添付図書	技術的基準
※ 右の「技術的基準」の各項目を満たしていることを表示した図書を添付して、レ点チェックしてください。	<p>車路・車室 (施行令第8,9条)</p> <p><input type="checkbox"/> 駐車場の梁下高さ(配管、標識、照明等も含む有効高さ)が、車路では2.3m以上、車室では2.1m以上あるか (車路 m)(車室 m)</p> <p><input type="checkbox"/> 車路の屈曲部において、5.0m【3.0m】以上の内り半径を確保しているか(図2 参照) ※自動二輪車専用駐車場は、【】内の数値とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 車路の傾斜部において、縦断勾配が17%以下で、粗面又は滑りにくい材料か (%)</p>
建築物の場合	
<input type="checkbox"/> 各階平面図 換気装置、照明装置が基準を満たしていることを表示してください。 <input type="checkbox"/> 2面以上の立面図 <input type="checkbox"/> 2面以上の断面図 <input type="checkbox"/> その他必要な図面 いずれも1/200以上	<p>避難階段 (施行令第10条)</p> <p><input type="checkbox"/> 直接地上へ通ずる出口のない階には、建築基準法施行令に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けているか</p> <p>防火区画 (施行令第11条)</p> <p><input type="checkbox"/> 給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合は、耐火構造の壁又は特定防火設備で区画しているか</p> <p>換気装置 (施行令第12条)</p> <p><input type="checkbox"/> 1時間に10回以上直接外気と交換できる換気装置を設けているか、又は、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の1/10以上あるか</p> <p>照明装置 (施行令第13条)</p> <p><input type="checkbox"/> 車路の路面10ルックス以上、車室の床面2ルックス以上の照明装置を設けているか</p> <p>警報装置 (施行令第14条)</p> <p><input type="checkbox"/> 自動車の出入り及び道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設けているか</p>
特殊の装置が有る場合	
<input type="checkbox"/> 大臣認定書	<p>特殊の装置 (施行令第15条)</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の装置を用いる場合、大臣の認定があるか</p>

